

～令和8（2026）年～ 「春季火災予防運動」



熊谷市誕生20周年記念

第29回防火ポスターコンクール **（最優秀作品）**

熊谷市消防本部



令和8（2026）年 春季火災予防運動

1 火災予防運動の目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（2025年度全国統一防火標語）

『 急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし 』

3 実施期間

令和8（2026）年3月1日（日）から
3月7日（土）までの7日間



住宅防火 いのちを守る 10のポイント —— 4つの習慣 ・ 6つの対策 ——

4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要的プラグは抜く。

6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



事業所における推進項目

各事業所において、下記に該当する項目の推進をお願いします。

1 防火管理体制の検討

- (1) 消防計画の再検討
- (2) 防火管理者選任（解任）届出の確認
- (3) 危険物保安監督者及び危険物取扱従事者届出の確認
- (4) 教育・訓練等の実施

2 自主点検の実施

- (1) 火気使用器具の点検・整備及び周囲の整理整頓の励行
- (2) 消防用設備等の点検・整備及び報告の徹底
- (3) 電気器具及び配線等の点検・整備の励行
- (4) 避難上必要な施設及び防火戸の維持管理の徹底
- (5) 喫煙場所の指定及び管理の励行
- (6) 放火火災防止対策の徹底



熊谷市消防本部における重点目標等

1 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

2 その他の目標

- (1) 住宅用火災警報器の積極的な設置促進及び維持管理の徹底
- (2) 広報による火災予防の徹底
- (3) 防火教室、消防訓練の指導の推進
- (4) たばこ火災に係る注意喚起広報の強化
- (5) 自然災害時における火災対策の推進



出火原因別火災発生件数

区分	年別	令和7(2025)年 (速報値)	令和6(2024)年	増減数
たばこ			5	△5
こんろ	1	3	△2	
かまど		1	△1	
風呂かまど			0	
炉			0	
焼却炉			0	
ストーブ		1	△1	
こたつ			0	
ボイラ一			0	
煙突・煙道			0	
排気管		2	△2	
電気機器	2		2	
電気装置	2	1	1	
電灯・電話等の配線	1	2	△1	
内燃機関		1	△1	
配線器具	1	3	△2	
火遊び	1		1	
マッチ・ライター	1		1	
焚き火	1	2	△1	
溶接機・溶断機		1	△1	
灯火			0	
衝突の火花			0	
取灰	1		1	
火入れ	4	4	0	
放火	3	8	△5	
放火の疑い		3	△3	
その他	11	13	△2	
不明・調査中	22	8	14	
合計	51	58	△7	

こんな事故 知っていますか？

リチウムイオン電池



事故事例
①

モバイルバッテリー

実験映像は▶
こちらから



リコール対象製品のモバイルバッテリーにおいてバッテリーセルの内部への金属片の混入や電極板の不良などの不具合品があったため、内部ショートが生じて異常発熱し出火した。

事故事例
②

携帯用扇風機

実験映像は▶
こちらから



携帯用扇風機を落下させたことにより、バッテリー内部に強い衝撃が加わったことで異常発熱につながり出火した。

事故事例
③

スマートフォン

実験映像は▶
こちらから



階段で足を滑らせてしりもちをつき、ズボンの後ろポケットに入っていたスマートフォンのバッテリーパックが破損したことで短絡を起こし、衣類に着火し火傷をした。

事故事例
④

ノートパソコン

実験映像は▶
こちらから



非純正品バッテリーに交換されていた中古品のノートパソコンをインターネットサイトで購入、充電中にバッテリーパックから出火し、周辺を焼損させた。

事故事例
⑤

ゴミ収集車

実験映像は▶
こちらから



一般ごみと一緒に捨てられたリチウムイオン電池がゴミ収集車内で押しつぶされて出火した。

知らなかつた！！

建物の増改築や新しくテナントが入居する場合は
事前に消防署へご相談を！

消防法や各市町村条例に基づき各種届出が必要です。

建築物を増改築するとき



①建築物の面積が増える

- ・建物や庇の増築
- ・渡り廊下などで建物同士を接続 など

②建築物の構造が変わる

- ・開口部を塞ぐ（内装工事で窓を塞ぐ、
窓ガラスの仕様を変更する）
- ・間取りの変更 など

新しくテナントが入居するとき



- ・事務所だったテナントで飲食店を開始
- ・コンビニだった建物で福祉施設を開始
など

消防署に相談をせずに増改築や新しくテナントを入居させてしまった場合、きれいに内装工事が終わった後や、営業開始後に消防用設備等の設置工事が必要になってしまう可能性があります。

また、消防用設備等の設置義務があるにもかかわらず未設置のままだと、警告や命令などの行政措置の対象となりますので、必ず事前に相談しましょう。

は通じません。

危険物取扱者保安講習 オンライン講習のお知らせ！

○ 危険物取扱者保安講習について

危険物取扱者保安講習とは、消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習で、3年に一度の受講義務があります。

現在「危険物取扱者免状」を所持し、現に危険物施設で危険物の取扱作業に従事している方は、定められた期間内に危険物取扱者保安講習を受講しなければなりません。

○ オンラインによる保安講習の特徴

インターネット環境があれば、カメラ付き機能を有するPC又はスマートフォン等でいつでも、どこでも受講できます。

お申し込みから修了証の受領まですべてオンラインで行えます。



○ 個人申込みの流れ



- ・メールアドレス
- ・パスワード
- ・氏名 等

- ・身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等のいずれか)
- ・危険物取扱者免状 等

- ・一般編
- ・コンビナート編
- ・給油取扱所編
- 上記のいずれかを選択

- ・クレジットカード
- ・銀行振込
- 上記いずれかを選択
- ※銀行振込は7日以内に入金

- ・入金完了から30日間講習が受講できます。

事業者の皆様へ

火災予防の手続には

熊谷市電子申請届出サービスの

電子申請が

便利です



電子申請サービスの メリット

いつでも

24時間365日、
時間を問わず申請が可能です。

どこでも

パソコン・スマホ・タブレットから、
場所を問わず申請が可能です。

申請可能な手続

【火災予防届出関係】

- ・消防計画作成（変更）届出
- ・防火・防災管理者選任（解任）届出
- ・全体についての消防計画作成（変更）届出
- ・消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告
- ・防火対象物点検結果報告
- ・防災管理点検結果報告
- ・統括防火・防災管理者選任（解任）届出
- ・自衛消防組織設置（変更）届出
- ・防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請
- ・防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出
- ・防火対象物使用開始届出
- ・自衛消防訓練届出
- ・工事中の消防計画

- ・改善（計画）報告書
(立入検査（査察）、防火対象物（防災管理）点検結果報告)
- ・工事整備対象設備等着工届出
- ・消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出
- ・禁止行為の解除承認申請
- ・火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出

【その他】

- ・事前相談申込・資料提出
- ・防火管理講習修了証再交付申請

※その他届出、隨時登録予定

熊谷市消防本部ホームページ

【火災予防関係手続・消防同意等の電子申請について】

熊谷市消防本部 電子申請

検索



お問い合わせ先

熊谷市消防本部 予防課

TEL : 048-501-0118 (直通) FAX : 048-521-1207

甲種防火管理講習(新規講習)



令和8（2026）年度、熊谷市で開催される甲種防火管理講習（新規講習）は以下のとおりです。

資格取得を希望される方は受講の申し込みをしてください。

なお、令和8（2026）年度から申込方法がWeb申込みのみとなり、先着順となります。

また、人事異動等により防火管理者が不在になる事業所は、必ず適任者を選出

講習日	令和8（2026）年7月2日（木）、7月3日（金）
講習会場	熊谷市千代325番地1 江南総合文化会館ピピア1階 会議室AB
申込期間	令和8（2026）年5月25日（月）～6月7日（日）

講習日	令和8（2026）年9月9日（水）、9月10日（木）
講習会場	熊谷市千代325番地1 江南総合文化会館ピピア1階 会議室AB
申込期間	令和8（2026）年8月5日（水）～8月18日（火）

講習日	令和9（2027）年1月28日（木）、1月29日（金）
講習会場	熊谷市千代325番地1 江南総合文化会館ピピア1階 会議室AB
申込期間	令和8（2026）年12月3日（木）～12月16日（水）

申込方法及び他会場の講習会情報は、[一般財団法人日本防火・防災協会ホームページ](#)をご覧ください。

なお、熊谷市では、令和8（2026）年度に再講習の開催はありませんので、受講を希望される方は、同協会ホームページでご確認ください。



【問合せ先】
一般財団法人日本防火・防災協会
電話：03-6263-9903





進め、明日のその先へ



火災予防に
ご協力をお願いします！

